



2011年3月4日

各 位

会 社 名 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
代 表 者 取締役社長 若 林 純
(コード番号：8242 東証・大証第1部)
問い合わせ先 広報部長 佐藤 恵子
(TEL 06-6367-3181)

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社及び当社子会社である株式会社阪急商業開発（以下、阪急商業開発）は、東急不動産株式会社（以下、原告）より提起されていた阪急商業開発が運営するモザイク銀座阪急（東京都中央区銀座5丁目）の立ち退き訴訟について、以下のとおり2011年3月4日付けで和解が成立しましたので、お知らせします。

1. 訴訟提起から和解に至るまでの経緯

当社は、銀座TSビル（旧 銀座東芝ビル。以下、本件建物）のテナントとして、1956年（昭和31年）に数寄屋橋阪急を開業、その後、2004年（平成16年）に阪急商業開発が運営するモザイク銀座阪急として、50余年にわたり営業を続けておりました。

当社らは、2007年10月に本件ビルを取得した原告から、本件建物の建て替えのため、立ち退きを求めて2009年4月に東京地方裁判所に提訴されておりましたが、この度、原告と訴訟上の和解が成立し、モザイク銀座阪急の既存テナントとの定期建物賃貸借契約が満了する2012年8月31日をもって、当社と原告との間の賃貸借契約を解除することに合意しました。

2. 和解の相手方

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 名 称 | 東急不動産株式会社 |
| (2) 所在地 | 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番2号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 金指 潔 |

3. 和解の概要

- (1) 2012年8月31日をもって原告と当社との間の賃貸借契約を合意のうえ解除する。
- (2) 原告は、明渡完了と引換えに立退補償金として60億円を支払う。
- (3) 原告は、和解成立の日から明渡完了までの賃料等の支払いを免除する。

4. 今後の見通し

立退補償金は、2013年3月期に特別利益として計上する予定です。なお、モザイク銀座阪急退店に伴う連結業績に与える影響は軽微であると見込んでおります。

以 上